

# 伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月



伊方町

# 目 次

## I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 . . . . . 1
- 2 取組の経緯 . . . . . 1
- 3 伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成 . . . . . 2

## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策 . . . . . 3
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 . . . . . 4
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 . . . . . 6
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 . . . . . 7
- 5 対策推進のための役割分担 . . . . . 9
- 6 町行動計画の主要6項目 . . . . . 12
- 7 発生段階 . . . . . 18

## III 各発生段階における対策

- 1 未発生期 . . . . . 20
- 2 海外発生期 . . . . . 23
- 3 県外発生期（地域未発生期） . . . . . 26
- 4 県内発生早期（地域発生早期） . . . . . 29
- 5 県内感染期（地域感染期） . . . . . 33
- 6 小康期 . . . . . 37

## I はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、平成17年（2005年）11月に、インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講ずるため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生し、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん

延する場合に備えるため、平成23年(2011年)9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年(2012年)4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

国は、特措法第6条に基づき、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

また、県は特措法第7条に基づき、平成25年12月「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

### 3 伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

伊方町は、平成21年5月に作成した「伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画」を見直し、改めて特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、「伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成する。

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策における検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が改正された場合等は、適時適切に町行動計画の見直しを行うものとする。

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策

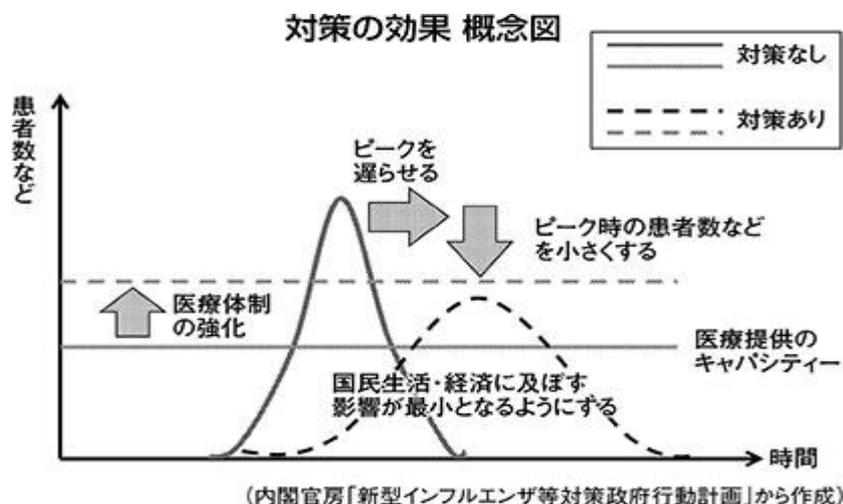
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本町においては、科学的知見及び国や県の対策も視野に入れながら、本町の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、地域における医療体制の整備、町民に対する啓発や事業所による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 県内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の実施に関し、必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。  
なお、国内外の発生当初など、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、町及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民の生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。  
したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を

把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

- 事態によっては、地域の実情等に応じて、県等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。
- 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。
- 特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。
- また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

伊方町インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。対策本部相互間において、総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

町行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として国や県の想定する推計値に準拠し次のように推計した。

#### 【流行規模（推計）】

	伊方町	愛媛県	全国
人口（平成22年）	約1万1千人	143万人	約1億2806万人
り患者数（25%）	約2,750人	約35万8千人	約3,200万人
アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%による推計			
受診者数(上限値)	約2,200人	約28万5千人	約2,500万人
入院患者数(上限値)	52人	6,741人	約53万人
死亡者数(上限値)	17人	2,187人	約17万人
1日当たりの 最大入院患者数 (流行発生から5週目)	10人	1,285人	約10.1万人

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社

会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。  
り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 県の役割

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、国の行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止策等の対策に関し、県内の実情に応じた行動計画を作成するなど事前の準備を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針を踏まえ県内の状況に応じて判断を行い、県行動計画に基づき対策を実施する。
- ・ 県内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町と連携し、必要に応じて緊急事態措置を適切に講じる。
- ・ 市町及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。

### (3) 保健所の役割

- ・ 地域における対策の中心的な役割を担い、本町や所管する地域内の医療機関と連携して情報の収集・提供・感染拡大の抑制等に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ発生前には、管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ・ 新型インフルエンザ発生時には、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医

療機関」という。) 、薬局、市町、消防、警察、社会福祉協議会などの関係者からなる保健所管内関係機関対策会議を開催し、地域における対策を推進する。

- ・ 県内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。
- ・ 速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

#### (4) 町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等発生前には、政府・県行動計画を踏まえ、本町の実情に応じた対策を進める。
- ・ 新型インフルエンザ発生後、緊急事態宣言が発出された場合は、町対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本町の地域実情に応じた対策を進める。
- ・ 県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携、協力する。

#### (5) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。
- ・ 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### (6) 指定（地方）公共機関の役割

政府及び県が指定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (7) 登録事業者の役割

- ・ 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

### (8) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

### (9) 町民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、本町においては、新型インフルエンザ等が発生した場合は危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。また、対策本部の各部相互と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

#### ① 新型インフルエンザ等発生前（未発生期）

新型インフルエンザ等が発生する前においては、世界保健機関（WHO）や国等から積極的に情報を収集するとともに、事前準備の進捗の確認をし、庁内関係部局間等の連携確保を図るとともに、国、県及び事業者との連携を行いながら、発生時に備えた準備を進める。

#### ② 新型インフルエンザ等海外発生後（緊急事態宣言がされている場合の措置）

緊急事態宣言がされた場合は、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置し、国や県との連携を図りつつ、対策を強力に推進する。なお、緊急事態宣言がされる前においても、町長の判断に基づき任意の町対策本部を設置することがある。

なお、本部長は、町対策本部に必要な応じて有識者の出席を求め、専門的意見を聴取する。

## (2) 情報提供・共有

### ① 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各々がコミュニケーションを図る必要がある。

なお、コミュニケーションは、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含む双方向性のものであることに留意する。

### ② 情報手段の確保

情報手段が困難なことが予想される障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など受け手に応じた情報提供を行うよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用い情報提供を行う必要がある。

### ③ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報などを町民、医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。

特に、学校、保育所は集団発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健衛生部局や教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し丁寧に指導する。

### ④ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策のプロセス(科学的知見を踏まえてどのように判断したか等)や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの役割が重要でありその協力が不可欠である。

本町が情報の提供ができる手段として、広報紙やホームページ、防災行政無線等を活用する。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことは、患者やその関係者に責任がないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や地方公共団体の行う対応策についての問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

### ⑤ 情報提供体制について

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

## (3) まん延防止

### ① まん延防止の目的

- 流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。
- 個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### ② 主な感染拡大防止策

- 個人対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- 地域対策・職場対策としては、国内発生早期から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- また、緊急事態宣言がされている場合においては、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等を行った場合は、町民や事業者等に周知する。

#### (4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウィルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

##### ① 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

##### ○ 特定接種の対象となり得る者

イ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

ロ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ハ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、町民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性、公共性を基準とした順位とする。

- 1 医療関係者
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- 3 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む)
- 4 それ以外の事業者

事前に上記のような基本的な考え方により接種順位等が整理されるが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要となることから発生時の社会状況を総合的に判断し、

政府対策本部が決定する。

登録事業者のうち特定接種の対象となり得るもの及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

## ② 住民接種

緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種として、全町民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

一方、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定に基づく「新臨時接種」を行う。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

### a 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした基本的な考え方を踏まえ決定する。

## ③ 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### ④ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

### (5) 医療

#### ①基本的な考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

#### ②発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら、本町の実情に応じた医療体制を整備する。

#### ③発生時における医療体制の維持・確保

医療分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、医師会、病院等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの町民がり患し、本人や家族等のり患により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、町内の事業者に対し、職場における感染対策等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

## 7 発生段階

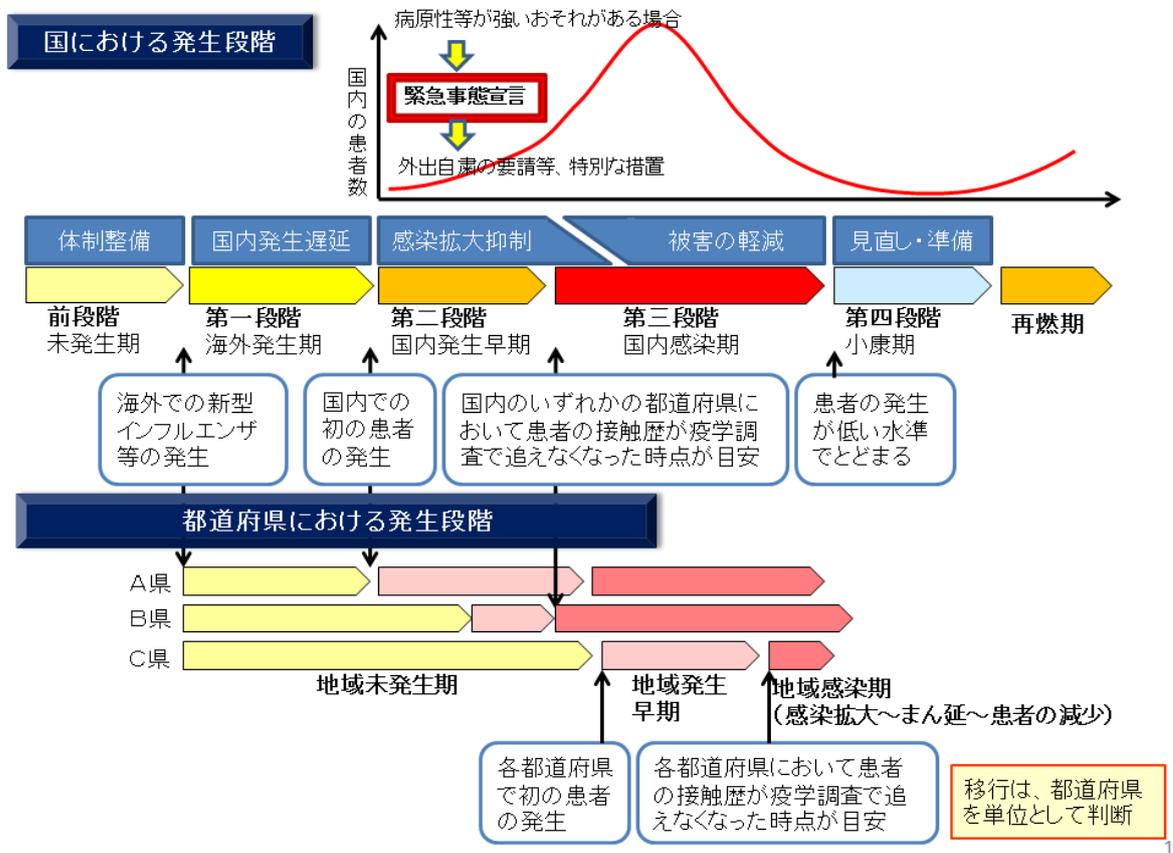
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するが地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされており、本町においては、町行動計画で定められた対策を県が定める6つの発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、感染の段階に応じて取るべき対応の内容も変化するという事に留意が必要である。

【発生段階】

発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県外発生期（地域未発生期）】 いずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内において患者が発生していない状態
		【県内発生早期（地域発生早期）】 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内感染期（地域感染期）】 県内の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



### Ⅲ 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### 1 未発生期

状態： ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

##### (1) 実施体制

###### (1)-1 町行動計画の作成等

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備え町行動計画の策定を行い、必要に応じ見直す。

###### (1)-2 実施体制の整備及び関係機関との連携強化

- ① 取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- ② 県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 継続的な情報提供

- ① 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ、町民に提供する。
- ② 町の広報紙等に新型インフルエンザ等に関する予防的対策や行動計画などの情報を掲載する。
- ③ 学校、保育所は集団発生したり、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健衛生部局や教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導する。

### (2)-2 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、利用可能な複数の媒体・機関の活用等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備をする。

## (3) まん延防止

### (3)-1 個人における対策の普及

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

### (3)-2 地域対策・職場対策の周知

個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。また、県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における施設使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備をする。

## (4) 予防接種

### (4)-1 基準に該当する事業者の登録

- ① 国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。
- ② 国が実施する事業者の登録申請受付事務に協力する。

(4)-2 接種体制の構築

① 特定接種

町職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。

② 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ・ 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ・ 速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

③ 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

(5) 医療

県が、二次医療圏域を単位とし、保健所を中心として設立される対策会議に参加し、医療関係団体、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療や患者の搬送体制の整備の推進に協力する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(6)-2 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬、埋葬が円滑に行えるよう体制を整備する。

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または必要に応じ、施設及び設備等を整備する。

## 2 海外発生期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 海外において、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報が無い可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報の収集・共有を行い、町対策本部設置に向けた準備を進める。
- ② 県対策本部が設置された場合は、必要に応じ町長を本部長とする任意の町対策本部を設置できるよう準備をする。

### (2) 情報提供・共有

#### (2)-1 情報提供

県等と連携して、町民に対し、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

## 海外発生期

### (2)-2 情報共有

国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を通じて、対策の理由、プロセス等の情報の共有を行う。

### (2)-3 相談窓口の設置

県からの要請に応じて、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国が示すQ&A等を活用して、適切な情報提供を行う。

## (3) まん延防止

### (3)-1 感染症危険情報の発出等

国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。

国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して広く周知する。

## (4) 予防接種

### (4)-1 特定接種

国及び県と連携し、町職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行う。

### (4)-2 住民接種

- ① 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 国の要請を受け、町民が速やかに接種できるよう、集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種体制構築の準備を進める。

### (4)-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

## (5) 医療

### (5)-1 帰国者・接触者相談センターの周知

県が設置する、帰国者・接触者相談センターについて町民に周知する。

### (5)-2 県の搬送体制確保への協力

県が保健所を通じ、県内の患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り患者の搬送に関する協力・連携体制の徹底を図ることに協力する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 事業者への対応

県と連携して、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(6)-2 遺体の火葬・安置

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 3 県外発生期(地域未発生期)

状態： ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
目的： 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内の発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとり取るべき行動について、十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。 2) 住民生活及び地域経済の安定確保のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。 3) 住民接種を早期にできるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 体制強化等の継続

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報の収集・共有を図るとともに、町対策本部の設置に向けた準備を進める。
- ② 県が対策本部を設置したときは、必要に応じて任意の町対策本部を設置できるよう準備する。

##### (1)-2 緊急事態宣言の措置

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言  
・ 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。  
・ 併せて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示される。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定される。  
町は、緊急事態宣言がされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 情報提供

- ① 町民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 特に、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（適切な受診の方法）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 相談窓口寄せられる町民等からの問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

### (2)-2 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネットを活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の情報の共有を行う。

### (2)-3 相談窓口の体制充実・強化

国が示す状況の変化に応じたQ&Aの改定版等を活用し、相談窓口の体制を充実・強化する。

## (3) まん延防止

### (3)-1 感染拡大防止策

県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、町民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。
- ② ウィルスの病原性、感染力等を踏まえ、必要に応じて、学校等における臨時休業の基準の見直しを検討する。
- ③ 公共交通機関、公共施設、多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行を呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。

## (4) 予防接種

### (4)-1 特定接種

引き続き、国及び県と連携して、町職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4)-2 住民接種の実施

町民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、町民に周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。

(4)-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

(5)-1 帰国者・接触者相談センターの周知

県が設置する、帰国者・接触者相談センターについて町民に周知する。

(5)-2 県の搬送体制確保への協力

県が保健所を通じ、県内の患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り患者の搬送に関する協力・連携体制の徹底を図ることに協力する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県と連携して、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

県と連携して、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

町民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

## 4 県内発生早期(地域発生早期)

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（地域未発生期）</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。</li> <li>2) 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策を講じる。</li> <li>3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民の生活及び経済活動の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

### (1) 実施体制

必要に応じて任意の町対策本部を設置できるよう準備する。

#### 緊急事態宣言がされている場合の措置

国が県に対して緊急事態宣言をされた場合は、速やかに町対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

### (2) 情報提供・共有

#### (2)-1 情報提供

- ① 引き続き、町民に対して、国内及び県内、町内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

- ② 引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行い、次の情報提供に反映する。

(2)-2 情報の共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

(2)-3 相談窓口の体制強化

国が示す状況の変化に応じたQ&Aの改定版等を活用し、相談窓口の体制を充実・強化する。

(3) まん延防止

(3)-1 感染拡大防止策

県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、町民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ③ 診療所や病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- ④ 公共交通機関、公共施設、多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行を呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。

(3)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

①外出自粛の要請に係る周知

県が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町は町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

②施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、町は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

③職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、町は関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

#### (4) 予防接種

##### (4)-1 特定接種

引き続き、町職員等の対象者に対する特定接種を進める。

##### (4)-2 住民接種

- ① 町民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、町民に周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。
- ② 接種の実施に当たり、国、県及び医師会等と連携して、公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種を行う。

##### (4)-3 情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

##### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

###### ①臨時の予防接種

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 医療

##### (5)-1 医療体制の整備

県が設置する帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県外発生期に引き続き継続して周知する。また、患者等が増加してきた段階においては、国の要請により、県が、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行を行う場合は町民等へ周知する。

##### (5)-2 県の搬送体制確保への協力

県が保健所を通じ、県内の患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り患者の搬送に関する協力・連携体制の徹底を図ることに協力する。

#### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

県と連携して、町内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

①水の安定供給

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

町民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③要援護者への生活支援

県の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④埋葬・火葬の特例等

- ・火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

県と連携して、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する

## 5 県内感染期(地域感染期)

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触履歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至るまでの時期</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>3) 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を留めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>2) 状況に応じた感染対策、ワクチン接種、社会状況等について周知し、町民一人ひとりが取るべき行動について、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>4) 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5) 住民接種(臨時接種)を早期にできるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 対策等の変更

- ① 国及び県の対処方針の変更に応じて、町の対応策の変更を行い町民に周知する。
- ② 国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象市町村となった際には、速やかに町対策本部を設置する。

#### (1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 町対策本部は、緊急事態宣言がされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 情報提供

- ① 引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体について詳細にわかりやすく、できる限り速やかに町民に情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

### (2)-2 情報の共有

国、県や関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な把握と、流行や対策の状況の情報提供を行う。

### (2)-3 相談窓口の継続

県からの要請を受け、相談窓口を継続し、適切な情報提供を行う。

## (3) まん延防止

### (3)-1 感染拡大防止策

県と連携して、業界団体等を経由し又は直接、町民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
- ② 事業者に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ③ 診療所や病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ④ 公共交通機関、公共施設、多くの人が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行を呼びかける等適切な感染予防策を講じるよう要請する。

### (3)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

#### ① 外出自粛の要請に係る周知

県が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

#### ② 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の

要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

③職場における感染対策の周知の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(4) 予防接種

(4)-1 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

区域内の医療機関が不足した場合、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

(6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県と連携して、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

県と連携して、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

②生活関連物資等の価格の安定等

- ・町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③要援護者への生活支援

県の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

④埋葬・火葬の特例等

- ・火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

## 6 小康期

<p>状態：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 対策の変更

国及び県の小康期の対処方針の変更に伴い、町の対策の変更を行う。

#### (1)-2 対策の評価、見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画等の見直しを行う。

#### (1)-3 対策本部の廃止

県対策本部が廃止されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

### (2) 情報提供・共有

#### (2)-1 情報提供

- ① 町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。
- ② 相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

#### (2)-2 情報共有

県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での情報を把握する。

## 小康期

### (2)-3 相談窓口等の体制縮小

状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

### (3) まん延防止

流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

### (4) 予防接種

#### (4)-1 住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制

県が行う、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力する。

#### (5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国及び県と連携して、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を適宜縮小・中止する。

### (6) 町民生活及び地域経済の安定の確保

#### (6)-1 町民、事業者への呼びかけ

県と連携して必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

#### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。



## 伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月 平成27年3月

発行 伊方町

編集 伊方町中央保健センター

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦866番地

TEL 0894-38-1811

FAX 0894-38-0466